

工事請負契約書

約 款

注文者 (甲という)と請負者 晃和住宅株式会社(乙という)とは
下記工事の施工について下記条項と別添の工事内訳書に基づいて、工事請負契約を締結する。

1. 工事名					
2. 工事場所					
3. 工期	着工	令和	年	月	日
	完成	令和	年	月	日
4. 請負金額	金 円(税込)				
5. 請負代金の支払	申込金	金			
	着工時金	金			
	引渡時金	金	円(引き渡し後、一週間以内)		
6. 融資金内容	銀行ローン	金			
7. 特記記載事項	その他	金			

本契約締結の証として本書1通を作成し、当事者が署名捺印のうえ注文者が原本を保有し
その写しを請負者が保有する。

令和 年 月 日

(甲)注文者 住所

氏名 印

(乙)請負者 住所 札幌市北区新琴似町1021番8

氏名 晃和住宅株式会社 印

- 第1条 (信義誠実の原則) 甲および乙は互いに協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
- 第2条 (契約の内容) 乙は別添工事内訳書に基づき請負金額で、定められた期間内に工事を完成しなければならない。
- 第3条 (工期の延長) 乙は工事に支障を及ぼす天候の不良、その他乙の責任とは関係のない相当な事由により頭書の期間内に工事を完了できないときは、甲に対して遅滞なくその理由書を付けて工事期間の延長を求めなければならない。ただし、この延長日数は、甲、乙両者が協議して定める。
- 第4条 (工事の中止等) 甲が必要ある場合には、工事内容を変更し、または工事を一時中止、もしくはこれを打ち切ることができる。この場合、報酬(請負金額)または工期の変更については、甲、乙両者が協議して定める。この場合、乙が損害を受けたときは甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲、乙両者が協議して定める。
- 第5条 (損害負担) 目的物の引き渡し前に目的物または工事材料について生じた損害その他施工に関して生じた損害は、乙が負担する。ただし乙の責任とは関係のない事由による場合の損害についてはこの限りではない。
- 第6条 (不可抗力) 天災その他不可抗力によって工事の出来形部分または工事現場に搬入した工事材料に関する損害を生じたときは、乙は直ちにその状況を甲に通知しなければならない。損害の発生について、乙が善良なる管理者の注意をしたと認められるときは、その損害額について甲、乙両者が協議して定める。
- 第7条 (請求、支払、引渡) 甲は工事請負契約書に定めた各支払時期に達したときは、乙の請求により工事請負代金を支払うものとし、この支払を完了すると同時に、乙は甲に契約の目的物を引渡すものとする。その引渡しより所有権は、乙から甲に移転する。
- 第8条 (瑕疵の担保) 乙は前条により甲に引渡した契約の目的物につき、施工部分の瑕疵担保の責を負うものとする。施工部分の瑕疵担保期間は、引渡し日より主要構造体の瑕疵についてはこの期間を三年間としその他については一年間とする。
- 第9条 (紛争の解決) この契約について紛争を生じたときは、建築業法に定める建設工事紛争審議会に対し当事者双方または一方から斡旋、調停または仲裁を申請する。この場合、紛争解決のために要する費用は、当事者平等に負担する。ただし、当事者間の合意によらないで、その一方から斡旋または調停を申請した場合は、申請をした者がこれを負担する。
- 第10条 (協議事項) この契約書に定めない事項については、必要に応じて、甲、乙両者が協議して定める。
- 第11条 (特約事項)